

意見書

2012年3月28日

障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる
京都づくり条例（仮称）制定委員会 御中

同委員 矢吹 文敏

私は、本委員会の委員として、また、これまでに聞き及んでおります諸団体各位からのご意見も頂き、以下のとおりの意見を合わせて申し上げます。

もちろん、この意見は、これまでも機会ある毎に口頭で申し上げていたものを整理したものですので、委員各位の議論の中で参考になればとの思いであります。今後とも委員各位のご賛同を得られれば、各項ごとに意見書の提出になればと考えております。

ご高覧頂ければ幸いです。

き記

第1 本委員会の開始にあたって確認しておくべき事項

2006年12月に国連で採択されました、障害者の権利に関する条約（資料1）は、当事者参加のもと、国際的なスタンダードとして、障がい者の権利を各国が保障すべき基準を定めたものです。日本も2007年にこの条約に署名し、国内法を同条約に基づいた水準にまで整備するために、現在、国においては障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議が設置され、当事者主導の議論がなされています。

すなわち、本委員会を始めるにあたり、我々が最も念頭におかなければいけないのが、障害者の権利に関する条約だということを確認する必要があります。そして、現在国が行っている会議の内容はもちろんのこと、運営方法なども、最低限のものとして、参考にする必要があります。

また、現在、障がい者制度改革推進会議の下に設置されました、差別禁止部会においては、障害者差別禁止法制定のための議論が活発になされています。その意味で、本委員会の議論も国の後を追う形となる以上、国の議論の内容を詳細に検討し、それ以上のものを制定する必要があります。

また、すでに、千葉・さいたまなど、いくつかの自治体においては、本委員会で検討

する条例と同趣旨の条例が制定され運用されています。これらの条例より後発で制定する以上、その経験を生かし、それ以上のものを制定する必要があります。以上の3点を確認し、会議を始めていただきますようお願いいたします。

第2 委員会の委員について

本委員会の構成には以下のとおり問題点があると考えられます。

1 当事者委員の割合が少ないこと

国が行っている障がい者制度改革推進会議、その下に設置されておりました総合的な福祉法制制定のための総合福祉部会におきましては、福祉関係者ではなく、当事者の委員が過半数を占めています(資料2・総合福祉部会骨格提言参照)。

ところが、本委員会の当事者の委員は、学者委員を入れても、到底過半数には及ぶことなく、当事者抜きに当事者のことを決めることは許されません。特に、委員として選ばれなかった比較的規模の小さい団体などについては、タウンミーティングを開催する、各種部会を開いてそこに当事者に入ってもらいなどの方法で、当事者の声を集約する方法を検討しなければならないと考えます。

2 女性の割合が少ないこと

本委員会の委員は、一般社会における男女比に比し、女性が極端に少ない状況です。女性の委員を追加されるか、アドバイザーとして参加していただくなど女性の意見を特に集約する方法を検討してください。

第3 条例の名称・理念について

1 名称が制度の趣旨と合わないこと

そもそも、条例の名称であります、「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる」という表現の根拠は何でしょうか。権利条約や障害者基本法に表現されている内容により近い表現にするべきではないのでしょうか。

また、当初、条例制定の趣旨説明の中で、「ノーマライゼーションの理念にとり…というフレーズがありましたので、以下で意見を述べます。国際的に普及した「ノーマライゼーション」の意味は、とりわけ知的障害者について、”隔離された施設で画一的な生活を送るのではなく、地域社会でケアを受けながら、同年代の健常者と同じように社会参加しつつ、「ノーマルな生活」が送れるようにすること”などを具現化し支える理念でした。しかし、ノーマライゼーション理念が、障害者福祉において果たした役割、「市民としての障害者」という理解を促したことなどが、入所施設の改善、さらにコミュニティ(地域)でのケアに関心を促すこととなりました。このように、歴史的に意義のあった「ノーマライゼーション」の概念ですが、すでに、社会福祉の改革の方向を示す

理念としての役割を終えつつあるとの議論が進み、世界的に、ソーシャル・インクルージョン(その短縮形として単に「インクルージョン」という語が登場し、世界的に広がっています。今日的状況の中では「インクルージョンが、ノーマライゼーションにとってかわる、社会福祉分野のめざすべき理念となりつつある」とさえ言われています。

(ソーシャル) インクルージョンとは、社会の周辺におかれ、排除され孤立している人々を社会の主流に戻すという意味合いがあり、障害者の教育、福祉、労働をはじめ、各種の社会施策分野で使われている概念であり、必ずしも障害者問題だけに特化した用語ではありません。この概念の中では、社会的排除(インクルージョンの逆、エクスクルージョン)の除去をめざす、ということが大きな課題となります。障害者をはじめとして、社会の主流から排除されてきた人々がいることを念頭において、社会の主流から誰も排除しないような社会のしくみをつくるという「社会政策」の理念であり、障害者福祉をこえた普遍性をもっています。その意味で、インクルージョンは、障害者個人の問題というよりも、周囲に変革を促す概念ですので、障害の社会モデルにふさわしい概念であるだけでなく、本条例にもふさわしいと言えます。

2000年7月、旧厚生省の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「インクルージョン」という語が言及され、地域社会における「つながり」の再構築の必要性を指摘しています。(なお、障害のほか、社会的ストレス、ホームレス、孤独死、虐待・暴力、外国人排除などの問題も書かれています。)

第4章 運営方法について

1 情報(コミュニケーション)保障等について

国における会議においては、例えば以下のように情報保障等が行われていますが、当委員会においても、合理的配慮の範囲として保障されるべきです。

- ・ 介助 身体障害者には介助者、知的障害者には支援者
- ・ 情報 聴覚障害者には手話通訳、要約筆記
視覚障害者には会議資料の点訳
知的障害者にはルビつき資料
- ・ 会議進行 知的障害者を念頭に、イエローカード等のカードルール
- ・ 精神障害者には、長時間の会議の場合、必ず休憩時間を取る。
(個人差はあるが、概ね1時間経過以後に1回5分以上)

2 実質的な議論の保障

挨拶、資料の説明に要する時間は、毎回、会議の冒頭の1割から2割程度の時間とし、残る時間を実質的な議論の時間とするようにして下さい。

3 会議の公開

開かれた会議にするため、会議のインターネット中継、傍聴を可能にしてください。いずれも、当事者にもアクセスしやすい方法、時期に公開してください。また、議事録、配布資料は会議後速やかにインターネットにアップするようにしてください（資料3参照）。

第5 今後のスケジュールについて

1 今後の議論について

本条例の論点は多岐にわたっています。当初に京都府からのご案内によれば、数回の本会議しか予定されていないようですが、そこにおいては、実質的な議論をすることは難しいと言わざるを得ません。実際、資料2の総合福祉部会は、チームを多数作り、実質的な議論はそこで行っていただいたほか、公式の会議だけでも18回の会議を行っています。

そこで、会議の回数を増やして確保するか、実質的な審議を行うため、部会の設置、そこにおける徹底的な検討をすることが必要です。そのための議論の場を、一般市民も含めた形で開催する必要があるのです。その際には、特に、谷間の障害者と言われる人たちの声を聞くことを重要視すべきと考えます。

2 当事者及び住民の声を集約する必要があること

パブリックコメントはもちろんのこと、当事者の声を集約し、差別事例を検討するため、すでに「障害者権利条約の批准と完全実施を旨とする京都実行委員会」が数回にわたって開催してきたワークショップでは、別紙のような差別事例が集約されています。このような具体的な事例から出発して、条例を制定すべきです。

また、本委員会召集前の段階で、京都府が自ら集約した差別事例の内容を明らかにしていただきますようお願いいたします。

3 工程表の明確化

以上のように、議論の内容、方法を検討するため、早期に、工程表を明示していただくようお願いいたします。